

○国土交通省令第四十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、及び建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十一条第一項の規定に基づき、建築士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築士法施行規則等の一部を改正する省令

（建築士法施行規則の一部改正）

第一条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	<p>(登録事項)</p> <p>第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 法第十条の三第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号</p> <p>六 六 八 (略)</p> <p>(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)</p> <p>第九条の三 法第十条の三第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 法第十条の三第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八條第十二号に規定する修了証</p> <p>二 法第十条の三第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類</p> <p>2 2 4 (略)</p> <p>(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)</p> <p>第九条の四 (略)</p> <p>2 前項及び法第十条の三第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計</p>
改正前	<p>(登録事項)</p> <p>第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 法第十条の二の二第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号</p> <p>六 六 八 (略)</p> <p>(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)</p> <p>第九条の三 法第十条の二の二第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 法第十条の二の二第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八條第十二号に規定する修了証</p> <p>二 法第十条の二の二第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類</p> <p>2 2 4 (略)</p> <p>(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)</p> <p>第九条の四 (略)</p> <p>2 前項及び法第十条の二の二第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造</p>

一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による

設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の二の二第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書

構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

(略)	二 構造設計 計一級建築士定期講習	法第十条の三第一項の構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の三第一項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
	三 設備設計 計一級建築士定期講習	法第十条の三第二項の設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の三第二項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

255 (略)

式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の二の二第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第四項」とする。

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

(略)	二 構造設計 計一級建築士定期講習	法第十条の二の二第一項の構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の二の二第一項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
	三 設備設計 計一級建築士定期講習	法第十条の二の二第二項の設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の二の二第二項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

255 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

五 法第十条の三第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第五項の規定による受納をすること。

六～十六 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

五 法第十条の二の二第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第四項の規定による受納をすること。

六～十六 (略)

第一号書式

第一号書式（第一条の五関係）（A.4）

一級建築士免許申請書（第一面）

【記入注意】数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。

私は、一級建築士の免許を受けたので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

国土交通大臣 殿 氏名.....

中央指定登録機関 (名)

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 性別 男性 □ 女性 □

本籍 氏名 性別 男性 □ 女性 □

現住所 〒 電話

試験 一級建築士試験に合格した年 合格番号

登録申請区分 1 学歴+実務 □ 2 二級建築士等+実務 □ 3 建築士法第四条第五項 □

1 申請する場合のみ記入
学歴+実務により

2 一級建築士等としての上り申請する場合のみ記入
二級建築士等+実務

3 建築士法第四条第五項の場合のみ記入

学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計
		年月入学 年月卒業(修了)	年月
資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計
	号	年月日	年月
免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
		年月日	年月日

第一号書式

第一号書式（第一条の五関係）（A.4）

一級建築士免許申請書（第一面）

【記入注意】数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。

私は、一級建築士の免許を受けたので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

国土交通大臣 殿 氏名.....

中央指定登録機関 (名)

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 性別 男性 □ 女性 □

本籍 氏名 性別 男性 □ 女性 □

現住所 〒 電話

試験 一級建築士試験に合格した年 合格番号

登録申請区分 1 学歴+実務 □ 2 二級建築士等+実務 □ 3 建築士法第四条第五項 □

1 申請する場合のみ記入
学歴+実務により

2 一級建築士等としての上り申請する場合のみ記入
二級建築士等+実務

3 建築士法第四条第五項の場合のみ記入

学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計
		年月入学 年月卒業(修了)	年月
資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計
	号	年月日	年月
免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
		年月日	年月日

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときはその罪及び刑 なつた日	あるときはその刑の執行を受けることがなく なつた日
2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときはその罪及び刑	あるときはその刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなく なつた日
3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときは、その日	あるときは、その日
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間
5 精神の機能の障害により一般建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※登録機関記載欄	

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときはその罪及び刑 なつた日	あるときはその刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなく なつた日
2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときはその罪及び刑	あるときはその刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなく なつた日
3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときは、その日	あるときは、その日
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間
5 精神の機能の障害により一般建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※経由庁 (機関) 記載欄	※登録機関記載欄

(第三面)

登錄免許稅納付書領收証書・振替払込受付証明書貼付欄

(第三面)

登錄免許稅納付書領收証書・振替払込受付証明書貼付欄